

ミズベリング信濃川やすらぎ堤施設使用契約書の改正について

1. 第三者の使用について

公的な催しであれば、施設使用者の管理下でない第三者でも使用できるようにするための措置。

	新	旧
変更 内容	<p>公的な催しであれば、第三者への権利義務の譲渡及び転貸（＝都市・地域再生等利用区域の使用）を可能とする。</p> <p>公的な催し以外で、検討の必要があるものについては施設使用契約第 25 条の規定に基づき別途協議、検討するものとする。</p>	<p>第三者への権利義務の譲渡及び転貸（＝都市・地域再生等利用区域の使用）は出店者以外不可</p>
契約	<p>【R3 施設使用契約書（案）】 （権利義務の譲渡等の禁止）</p> <p>第 8 条 乙は、本契約によって生ずる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供してはならない。<u>ただし、丙又は公的な使用をするもののうち、甲及び乙が合意したものを除く。</u></p>	<p>【R2 施設使用契約書】 （権利義務の譲渡等の禁止）</p> <p>第 8 条 乙は、本契約によって生ずる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供してはならない。ただし、丙を除く。</p>